

見積書提出依頼

令和1年12月10日

件名	令和2年度版建物等補償標準単価表作成業務
数量等	仕様書のとおり
履行期限	契約締結の翌日から 平成31年3月16日 まで
履行(納入)場所	沖縄総合事務局開発建設部用地課
見積書提出期限	令和1年12月17日 13時30分
担当	沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約第二係 098-866-0031 内線 2533 098-866-1981 直通 098-861-3654 FAX
備考	<ol style="list-style-type: none">『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。見積書の件名は上記の件名と合わせてください。見積書のあて名は下記のとおり記載してください。 「支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 開発建設部長 中島 靖」日付欄には、見積書の提出日をご記入ください。見積書に記載する金額は消費税が含まれているかを明確にしてください。見積書の様式は任意ですが、会社名のほか、代表者役職・氏名を記載し、代表者印の押印をお願いいたします。見積結果は提出期限日に契約の相手方となるべき者へのみ電話にてお知らせいたします。支払は完了(完納)検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に行います。仕様書等に関する質問等については、上記担当者をお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格80万円以下の物件の借入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

平成21年 6月 9日
改正 平成21年 9月10日
平成23年 4月20日
平成24年12月25日
最終改正 平成29年12月21日

内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理官

オープンカウンター方式試行要領

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、少額随意契約等において、見積書を徴する相手方を指定することなく、一般競争の手続を簡略化して、見積合せを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第2号から第7号までの規定に該当するものを対象とする。

ただし、庁舎の修繕等緊急の必要によりオープンカウンター方式に付することができない場合、一般競争、指名競争及びインターネット公有財産売却に付すべきものと判断する場合、又はその他オープンカウンター方式に付することが適切ではないと判断する場合を除く。また、平成18年8月25日付け財計第2017号を準用して、同号一（2）①の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」及び同号一（2）の但書の「①の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるもの」を除く。

<参考> 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）抜粋

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。

六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

（以下略）

(参加資格)

第3条 本要領の見積合せに参加できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

一 予決令第70条及び第71条の規定を準用して、これに該当しない者

二 九州・沖縄地域において、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（平成13年1月6日付け国官会第22号）」に基づく一般競争参加資格の認定を受けている者、又は、履行実績等により履行能力に問題ないと認められた者

三 見積書の提出期限の日から契約締結又は請書受領等の日までにおいて、指名停止を受けていない者、及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり指名を行わないこととした者に該当しない者

四 内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者
ただし、管内だけでは十分な参加者が見込めないと判断した場合はこの限りではない。

五 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

六 予決令第99条第5号の規定に該当するもので、物品管理法が適用される場合は、物品管理法第18条の規定に該当しない者、国有財産法が適用される場合は、国有財産法第16条の規定に該当しない者、並びに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者

(手続)

第4条 毎週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分から翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分まで、カウンターで仕様書を提示すること。

なお、当分の間、希望があれば仕様書等をFAXすることができる。

2 見積書は、前項の翌週火曜日(当日が閉庁日の場合は次の開庁日)の13時30分までに、担当者に見積書を提出すること。

見積書の提出は、直接持ち込み、郵送又はFAX※とする。なお、FAXの場合は、契約の相手方とならなかった場合でも、後日必ず見積書の正を提出する。

なお、見積合せが困難な程度に見積書が多数提出された場合は、同一の者が提出できる見積書の件数を制限することができる。

※ FAXによる見積書提出の場合、必ず担当者にFAXした旨電話連絡する。電話連絡がない場合、その見積書は無効とする場合があるので注意すること。

3 見積合せは、見積書を提出した者の立会を省略する。なお、同価格の見積者が2名以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

<予決令第81条の規定は準用せず。沖縄総合事務局開発建設部随意契約見積心得(昭和54年4月1日開管理第469号。以下「心得」という。)第4条参照>

4 見積合せの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知し、他の見積書を提出した者への通知は省略する。

5 予決令第99条第3号の規定に該当するものは、見積合せ後に内訳書を提出しなければならない。

6 オープンカウンター方式に付しても見積書の提出がなかった場合等は、予決令第99条の2及び第99条の3の規定を準用して、見積を行う。

<心得第5条参照>

(見積書の無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。

- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積

- 三 記名押印を欠く見積
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

<心得第3条参照>

(結果の閲覧等)

第6条 入札調書類の作成は省略し、また、入札調書類の閲覧も省略する。

2 見積合せの結果は、担当者に希望すれば見積書等の関係書類の閲覧をすることができる。ただし、印影等の保護のため、デジタルカメラの撮影等を認めない。

3 見積書等の関係書類を提出した者は、前項の閲覧に同意したものとみなす。

(その他)

第7条 その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。

令和2年度版建物等補償標準単価表作成業務 仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、令和2年度版建物等補償標準単価表作成業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務目的)

第2条 本業務は、公共用地取得に伴う補償金算定のために沖縄総合事務局が使用する損失補償算定における建物等の補償単価について、必要となる資材価格等の調査を行い、補償標準単価表（以下「単価表」という。）及びその歩掛表を作成するものである。

(基本的処理方針)

第3条 請負者は、本業務を実施するにあたり、この仕様書及び契約書等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

(再委託)

第4条 本業務における「主たる部分」とは、業務全体の企画・工程管理及び収集した市場価格データ、作成された歩掛表及び単価表等の検証における技術的判断等をいい、請負者は、これを再委託することはできない。

ただし、コピー、印刷、製本、資料の収集及び単純な集計等軽微なものについてはこの限りでない。

2 請負者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し本業務の実施について適切な指導、管理を行い業務を実施しなければならない。

第2章 基本的処理方法

(業務計画書の作成)

第5条 請負者は、本業務を実施するにあたり、主任担当者の指揮命令系統等を明示した業務計画書を作成するものとする。

2 請負者は、前項により作成した業務計画書を発注者に提出するものとする。

3 主任担当者とは、沖縄総合事務局用地調査等業務請負基準別記様式2「用地調査等業務共通仕様書」第2条第8号に定める者とする。

(施行上の義務及び心得)

第6条 請負者は、本業務の実施にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 本業務で知り得た情報及び成果品の内容は、他に漏らさないこと。
- 二 本業務は、権利者の財産等に対する補償の基礎となるものであることを理解し、正確かつ良心的に実施すること。

(施行上の留意事項)

第7条 主任担当者は、本業務の適正な履行を確保するため、業務に従事する者が次に掲げる事項を適切に行えるよう指揮監督しなければならない。

- 一 本業務の請書及び仕様書の内容を十分に理解すること。
- 二 本業務を正確かつ誠実に実施すること。
- 三 本業務に関する図書を適切に整理すること。

(打ち合わせ等)

第8条 主任担当者は、監督職員と業務期間中に行う業務の処理について打ち合わせを行うものとする。打ち合わせの回数は概ね3回(業務着手時、中間、納品時)を予定する。

- 2 打ち合わせ記録の整理は請負者が行い、発注者に提出するものとする。
- 3 打ち合わせ時以外における報告、協議事項についても適宜、請負者が書面に記録し、発注者に提出するものとする。

(監督職員への業務履行状況の報告)

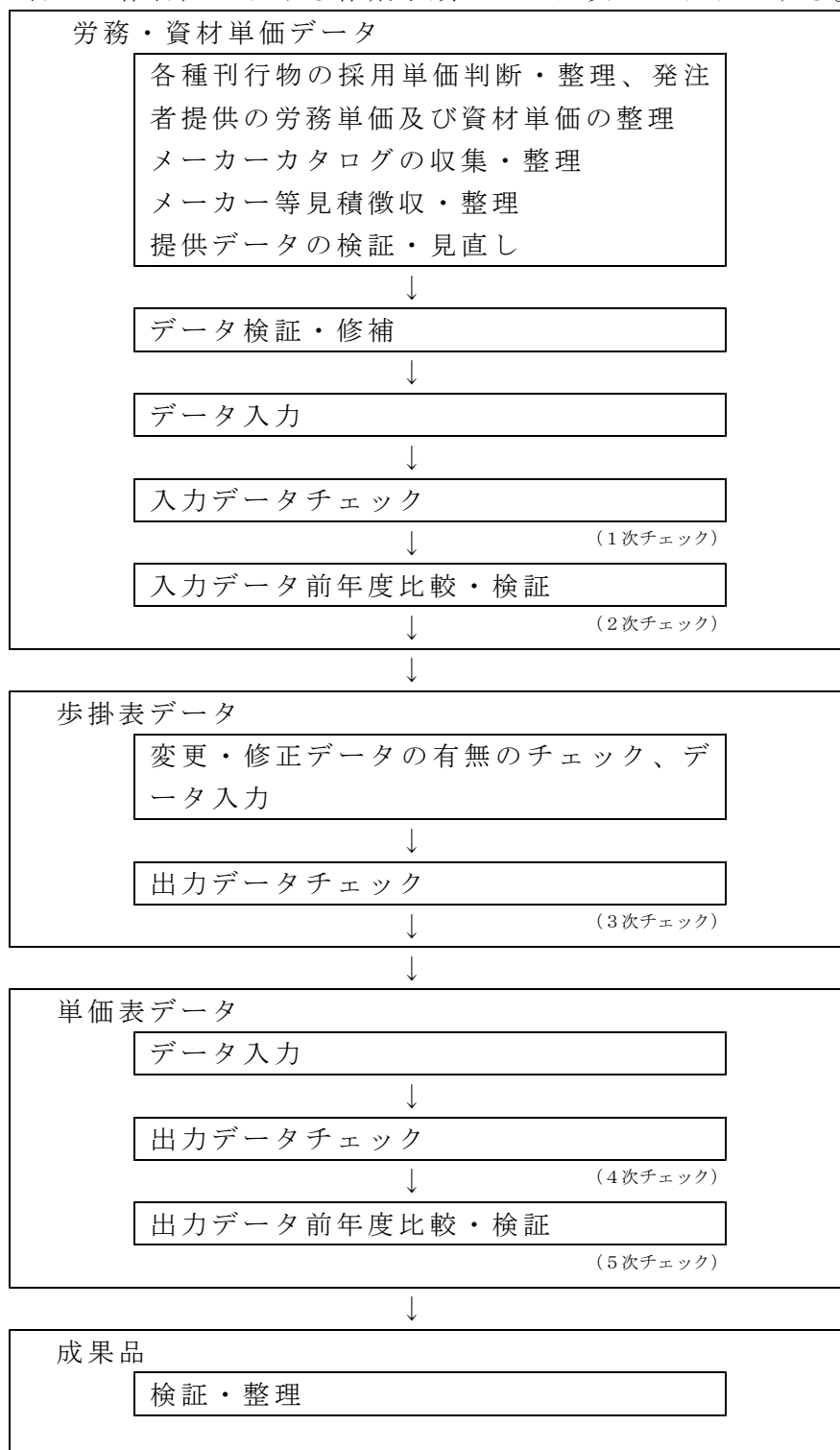
第9条 請負者は、監督職員から本業務の履行状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 請負者は、前項の履行状況の報告を行うときは、主任担当者を立ち合わせるものとする。

第3章 業務の内容

(作業手順)

第10条 本業務（建物・工作物）における作業手順フローは次のとおりとする。



(資材単価、単価表、歩掛表)

第11条 請負者は、単価表作成に必要な資材単価等の市場調査を行うものとする。調査にあたっては、主に刊行物（建設物価等）に記載されているものを採用するものとするが、刊行物に記載されていないものについては、メーカーカタログの収集及び見積の徴集等により調査を行うものとする。この場合、価格時点は建設物価、積算資料については、令和2年1月号とし、その他の資料については、令和2年1月1日とする。

なおメーカーカタログ単価は原則として記載価格の80%を認定する。見積については、原則3者以上から徴し、安価な見積額の100%を採用する。

2 請負者は、前項により調査した資材単価等を適用し、単価表及び歩掛表を作成するものとする。

なお、調査する資材単価は別表①のとおりとし、作成する単価表は別表②、歩掛表は別表③のとおりとする。

3 建物等の歩掛は、原則として、平成27年度版公共建築工事積算基準（（財）建築コスト管理システム研究所発行）、改訂52版建設工事標準歩掛（（財）建設物価調査会）及び改訂20版標準工事歩掛要覧〔建築設備編〕（（財）経済調査会）により作成するものとする。

その他の資料を使用する場合は監督職員と協議するものとする。

4 単価表及び歩掛表の作成に際しては、資材単価等及び作成された単価について、複数の工程で検証を行うものとする。具体的な作業としては、次の五段階のチェックを行ったのちに納品用の成果品を作成するものとする。

一次チェック：資材単価等の入力値の検証（数値、単価、文字）

二次チェック：資材単価等について、前年度数値との比較検証（特異値の割出し、特異値の内容検証）

三次チェック：歩掛表の出力値の検証（数値、単価、文字、帳票）

四次チェック：単価表の出力値の検証（数値、単価、文字、帳票）

五次チェック：単価表について、前年度数値との比較検証（特異値の割出し、特異値の内容検証）

5 前項の二次チェック及び五次チェックにおいては前年度データとの比較一覧表を作成し、検証を行うものとする。

6 監督職員は請負者に対し、過年度版の単価表及び歩掛表のデータが入力されている電子媒体を貸与するものとし、請負者はこのファイル全てをコピーの上、ファイル名を新年度版のファイルとして使用するものとする。この時、全ファイルの内容（参照元、参照先、計算式等）を確認し、計算式のリンク切れ等の不具合が発見されれば修正するものとする。なお、当該データ取り扱いには十分注意するとともに、本業務以外の使用を厳に禁止する。

7 請負者は二次チェックを終えた資材単価等のリストを作成し、それらの記載事項が適宜反映されるように歩掛表を作成するものとし、歩掛表の記載事項が適宜反映されるように単価表を作成するものとする。

(カタログ等出典根拠の整理)

第12条 請負者は、刊行物以外のカatalog、見積書及びインターネットの情報等を使用した場合には、コピー・印刷等したものを整理し、成果品として納品するものとする。

(成果品)

第13条 請負者は、次の各号の成果品を電子データで納品するものとし、併せて、ページ番号を付して紙出力したものを1部納品するものとする。

- 一 資材単価表、補償単価表及び歩掛表
- 二 カタログ等の出典根拠の写し
- 三 打合せ記録簿
- 四 その他発注者が指示するもの

2 成果品データのファイル形式はPDF形式とするが、前項一のデータについては、別途Microsoft Excel形式(2010又はそれ以前のバージョン)のファイルも納品するものとする。

3 請負者は、成果品の納品前においても、監督職員が成果品の全部又は一部の使用を求めたときは、これに応ずるものとする。

4 請負者は、請負に係る業務の成果品の瑕疵を防止する観点から、発注者に提出する前に点検等を行うものとする。

(検査)

第14条 請負者は、検査職員が完了検査を行うときは、主任担当者及び監督職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

2 請負者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、検査職員の指示に速やかに従うものとする。

3 照査技術者とは、沖縄総合事務局用地調査等業務請負基準別記様式2「用地調査等業務共通仕様書」第2条第9号に定める者とする。

(支払いの時期)

第15条 適法な支払請求(書)を受けた日から30日以内の支払いとする。

第4章 その他

(個人情報の取り扱い)

第16条 請負者は、本業務を実施するに当たって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

2 関係者に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

(受注者の責務)

第17条 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本譜における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

(履行期間及び納品場所)

第18条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和2年3月16日までとする。

2 納品場所は沖縄総合事務局開発建設部用地課とする。

(疑義)

第19条 請負者は、本業務の実施に当たり、この仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。

別表③

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミ引違い窓	大きさ区分Ⅰ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ引違い窓	幅1,200mm×高さ600mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミ引違い窓	大きさ区分Ⅱ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ引違い窓	幅1,700mm×高さ1,700mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミはめ殺窓	大きさ区分Ⅰ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミはめ殺窓	幅600mm×高さ1,100mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.30000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミはめ殺窓	大きさ区分Ⅱ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミはめ殺窓	幅1,500mm×高さ1,100mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.30000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

(沖縄地区)

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミ内倒し窓	大きさ区分Ⅰ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ内倒し窓	幅600mm×高さ800mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.35000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミ内倒し窓	大きさ区分Ⅱ・(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ内倒し窓	幅1,000mm×高さ1,000mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.35000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm玄関アルミドア	片袖タイプ・ランマ付・中・(片袖・ランマガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mm玄関アルミドア	幅1,198mm×高さ2,318mm・片袖・ランマ付	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.72000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm玄関アルミドア	ランマ付・並・(ランマガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mm玄関アルミドア	幅767mm×高さ2,208mm・ランマ付	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.44000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm玄関アルミドア	ランマ無・並	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mm玄関アルミドア	幅767mm×高さ1,919mm・ランマ無・並	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.38000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm玄関アルミ引戸	ランマ付・並・(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mm玄関アルミ引戸	幅1,642mm×高さ2,221mm・ランマ付・並	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.84000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm扉ドア・(ガラス)	幅800mm×高さ1,800mm・片開・(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ扉ドア・(ガラス)	幅800mm×高さ1,800mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.37000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm框ドア(ガラス)	幅800mm×高さ2,000mm・片開(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ框ドア(ガラス)	幅800mm×高さ2,000mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.42000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm框ドア(ガラス)	幅1,600mm×高さ1,800mm・両開(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ框ドア(ガラス)	幅1,600mm×高さ1,800mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.75000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm框ドア(ガラス)	幅1,600mm×高さ2,000mm・両開(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ框ドア(ガラス)	幅1,600mm×高さ2,000mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.83000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm腰ハネドア	幅800mm×高さ1,800mm・片開(腰ハネ含む・ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ腰ハネドア	幅800mm×高さ1,800mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.37000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm腰ハネドア	幅800mm×高さ2,000mm・片開(腰ハネ含む・ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ腰ハネドア	幅800mm×高さ2,000mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.42000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm腰ハネドア	幅1,600mm×高さ1,800mm・両開(腰ハネ含む・ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ腰ハネドア	幅1,600mm×高さ1,800mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.75000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mm腰ハネドア	幅1,600mm×高さ2,000mm・両開(腰ハネ含む・ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ腰ハネドア	幅1,600mm×高さ2,000mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.83000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ1,811mm・フタ無	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ1,811mm・フタ無	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.33000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ1,811mm・フタ無・額付(小窓ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ1,811mm・フタ無(小窓ガラス別途)	式	1.00000				
	アルミ膳板額縁	幅760mm×高さ1,811mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.33000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ2,232mm・フタ付(フタガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ2,232mm・フタ付	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.41000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ2,232mm・フタ付・額付(フタ・小窓ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア(勝手口)	幅760mm×高さ2,232mm・フタ付(フタ・小窓ガラス別途)	式	1.00000				
	アルミ膳板額縁	幅760mm×高さ2,232mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.41000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア・(テラス)	幅740mm×高さ1,800mm・フタ無・(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア・(テラス)	幅740mm×高さ1,800mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.32000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア・(テラス)	幅740mm×高さ2,000mm・フタ無・(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア・(テラス)	幅740mm×高さ2,000mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.36000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア・(中折)	幅732mm×高さ1,802mm(パネル含む)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミドア・(中折)	幅732mm×高さ1,802mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.32000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミドア(片開)	幅707mm×高さ1,811mm(ガラス別途)	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	100mmアルミ片開きドア	幅707mm×高さ1,811mm	式	1.00000				
	サッシ工		人	0.31000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	70mmアルミ柱	幅900mm×高さ2,100mm	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ三方柱70mm	W900mm×H2,100mm	式	1.00000				
	三方柱(手間のみ)	建築コスト情報 P.315	m ²	1.89000				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	100mmアルミ柱	幅900mm×高さ2,100mm	ヶ所					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ三方柱100mm	W900mm×H2,100mm	式	1.00000				
	三方柱(手間のみ)	建築コスト情報 P.315	m ²	1.89000				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ雨戸(シルバー)	大きさ区分Ⅰ(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ雨戸(シルバー)	幅1,200mm×高さ600mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ雨戸(シルバー)	大きさ区分Ⅱ(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ雨戸(シルバー)	幅1,700mm×高さ1,700mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ雨戸(カラー)	大きさ区分Ⅰ(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ雨戸(カラー)	幅1,200mm×高さ600mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ雨戸(カラー)	大きさ区分Ⅱ(ガラス別途)	m ²					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ雨戸(カラー)	幅1,700mm×高さ1,700mm	m ²	1.00000				
	サッシ工		人	0.18000				
	その他	労×10~15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ網戸(シルバー)	大きさ区分Ⅰ	㎡					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ可動式網戸(シルバー)	幅600mm×高さ600mm	㎡	1.00000				
	サッシ工		人	0.07000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ網戸(シルバー)	大きさ区分Ⅱ	㎡					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ可動式網戸(シルバー)	幅850mm×高さ1,700mm	㎡	1.00000				
	サッシ工		人	0.07000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ網戸(カラー)	大きさ区分Ⅰ	㎡					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ可動式網戸(カラー)	幅600mm×高さ600mm	㎡	1.00000				
	サッシ工		人	0.07000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

コード	単価名称	形状寸法等	単位	金額	歩掛倍数			
	アルミ網戸(カラー)	大きさ区分Ⅱ	㎡					
コード	資材・労務職種	内容・規格	単位	歩掛・数量	損率	単価	金額	
	アルミ可動式網戸(カラー)	幅850mm×高さ1,700mm	㎡	1.00000				
	サッシ工		人	0.07000				
	その他	労×10～15%	式	0.12500				
	計							

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 18 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めるとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。